

# 名古屋市告示第135号

## 道路に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第48条の13第2項及び第18条第2項の規定に基づき、令和8年3月30日から次のように自転車歩行者専用道路を指定し、道路の供用を開始します。

その関係図面は、名古屋市緑政土木局路政部道路利活用課において告示の日から2週間、一般の縦覧に供します。

令和8年3月30日

名古屋市長 広 沢 一 郎

### 自転車歩行者専用道路の指定及び道路の供用開始

| 道路の種類 | 整理番号 | 路線名            | 区 間  | 摘 要 |
|-------|------|----------------|--|-----|
| 市道    | 1    | 日の後自転車歩行者道第1号線 | 名古屋市守山区日の後1001番の18地先から<br>名古屋市守山区日の後1001番の18地先まで | 附 図 |
|       | 2    | 日の後自転車歩行者道第2号線 | 名古屋市守山区日の後1201番地先から<br>名古屋市守山区日の後1001番の64地先まで    |     |

名古屋市緑政土木局路政部道路利活用課